



滞納は許しません！

平成21年4月、地方税の滞納整理を強化するため

長崎県地方税回収機構を設置しました。

長崎県地方税回収機構の取り組み

県と県内23の市町が、協働して集中的に催告等を行い、長期に滞納するなど、納税の意思が見られない滞納者に対しては、滞納案件がある市町長が差押え等の滞納処分を実施します。

滞納処分とは

関係機関に対し財産調査を実施し、発見された預貯金や給与、自動車、不動産等の差押えを行い、取立や公売をすることです。また、その他の財産を発見するために自宅や事務所等を強制的に捜索することも含まれます。

【給与】

勤務先などに対し給与等の調査を行い、処分可能額を滞納額が完納されるまでのあいだ毎月給与から差し引きます。



【預貯金】

金融機関に対し預貯金の調査を行い、預貯金残額を差押えます。また、差押えにより「引き出し」や「自動振込」等が行えなくなることがあります。



差押えの 具体事例

【自動車】

自動車の車輪に対しタイヤロックを掛け、車輛の使用に制限を行います。また車輛を引揚げインターネットなどを通じ公売します。



【不動産】

不動産を差押えると、登記簿に記載されるとともに権利者へも通知します。またインターネットなどを通じ公売します。

